

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月3日（平成29年（行情）諮問第387号）

答申日：平成30年5月16日（平成30年度（行情）答申第57号）

事件名：「内線番号（ただし、特定刑事施設）」の不開示決定（行政文書非該当）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「内線番号（ただし、特定刑事施設）」（以下「本件対象文書」という。）につき、行政文書に該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書は行政文書に該当し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け福管総発第236号をもって福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

特定刑事施設に電話すると、テープレコーダーで自動的に内線番号のわかる人はとながれます。それならネット上で開示されてもいいもので、情報公開によらずとも情報提供で無料でいただけてもいいものだと思います。行政文書非該当とは情報公開制度を理解していないのではないのでしょうか。（略）

あのうそつきまくる厚生労働省でも開示されてて、一番やすく手に入れることができます。ただし、他の行政機関と一緒に1年もすると半分くらい係の人が移動していますが。

それに開示請求すると無料で送ってくれました。

ひどい薬害エイズ事件というのがあって個人の責任を明確にするという話し合いがなされたようです。ほんとうに薬害エイズ事件ではひどい亡くなり方をされた人がたくさん出たのです。

原発などの労働災害ではどうなのだろうとも思います。今は解体工事問題に取り組んでいてアスベストの裁判や労災問題も厚生労働省です。

しかし、文部科学省・国立大学法人等幹部職員名鑑はいけません。

文部科学省で発行されている職員録はこれしかなく何と1万円もするのです。

しかも内線番号もありません。でもダイヤルインで直通の番号はあるようです。

ぜひどちらの省庁もうそつきまくる厚生労働省を見習っていただきたいです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

- (1) 本件審査請求は、審査請求人が福岡矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求した「内線番号（ただし、特定刑事施設）」（特定刑事施設保有）（本件対象文書）について、処分庁が、本件対象文書は行政文書非該当であるとの理由により、平成29年7月4日付け行政文書不開示決定通知書をもって、不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものである。

処分庁は、本件対象文書について、あくまでも職務用のメモとして存在するだけであると判断し、行政文書非該当を理由として原処分を行っているのに対し、審査請求人は、本件対象文書は行政文書に該当すると主張し、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の行政文書該当性について検討する。

- (2) 行政文書該当性について

法2条2項において、行政文書とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であって、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」、「当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。

本件対象文書は、特定刑事施設において、各部課に所属する担当者等の間の円滑な連絡体制を構築するために採用されている内線番号を一覧表化したものであるところ、内線番号を有している職員その他相当程度広範囲の職員が、本件審査請求現在に至るまで、保有し、使用しているものである。

このような本件対象文書の性質を、行政文書の定義に当てはめると、いずれの要件にも合致していると言わざるを得ず、本件対象文書が行政文書であることは明らかであることから、本件対象文書を「行政文書非該当」であるとして不開示とした原処分は妥当であるとは言い難い。

- (3) 以上のとおり、本件対象文書が「行政文書非該当」であることを不開示理由とした原処分については、取り消した上、処分庁において改めて文書特定等を行うべきである。

#### 2 補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書において、「内線番号（ただし、特

定刑事施設)」(本件対象文書)については行政文書に当たるため、本件対象文書が行政文書非該当であることを不開示理由とした平成29年7月4日付け福管総発第236号行政文書不開示決定通知書による不開示決定(原処分)を取り消した上、処分庁において改めて文書特定等を行うべきである旨説明してきたところ、本件対象文書を開示する上で、なお不開示とすべき部分について、以下説明する。

- (1) 本件対象文書には、公にされていない直通の外線番号、内線番号等が記録されているところ、これらの情報が開示された場合、部外者から職員に対する業務妨害又は抗議等の発信が行われ、その結果、緊急時に必要な連絡や対応等に著しく支障を来し、被収容者の円滑・適切な収容事務の実施が困難となるなど、矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、法5条6号に該当するほか、緊急時に必要な対応ができなくなった結果、自殺、逃走、身柄の奪取等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生危険性を高めるなど刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあり、法5条4号に該当することから、当該情報が記録されている部分については不開示とするのが相当である。
- (2) 本件対象文書には、刑事施設に勤務する職員の名字が記録されているところ、これらの情報が開示された場合、被収容者又はその関係者から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれがあり、ひいては、そのことを懸念した職員が適正な職務執行をためらうおそれが認められるなど、法5条6号に該当し、また、その結果として、職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当することから、当該情報が記録されている部分については不開示とするのが相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成30年2月2日 審議
- ⑤ 同年3月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年5月14日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書の行政文書該当性について

本件開示請求は、「内線番号(ただし、特定刑事施設)」の開示を求めるところ、処分庁は、本件対象文書に当たるものとして、「内

線番号（ただし、特定刑事施設）」（特定刑事施設における直通の外線番号，内線番号，特定刑事施設に勤務する職員の名字等が記載された一覧表）を特定した上で，当該文書は，あくまでも職務用のメモとして存在するだけであり，行政文書に該当しないとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，本件対象文書については法2条2項の行政文書の定義のいずれにも該当し，行政文書であることは明らかであることから，原処分を取り消した上，処分庁において改めて文書特定等を行うべきであるとした上で，本件対象文書の①公にされていない直通の外線番号，内線番号等，②刑事施設に勤務する職員の名字（以下，併せて「本件不開示維持部分」という。）が記載された部分については，法5条4号及び6号に該当することから，なお不開示とすべきであるが，その余の不開示部分については開示することが相当であるとしている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ，諮問庁が，本件対象文書は行政文書に該当するとしていることについては，本件対象文書は，その形状及び内容に照らせば，法2条2項の行政機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書であって，当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして，当該行政機関が保有しているものに該当することは明らかであるので，その旨の諮問庁の判断は妥当である。

そこで，以下，本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 公にされていない直通の外線番号，内線番号等について

ア 標記の不開示維持部分には，特定刑事施設の外線番号，FAX番号，警電番号及び庁用携帯番号並びに各部署（支所を含む。）の内線番号が記載されていると認められるところ，諮問庁は，これらの番号は一般には公開されていない旨説明し，この説明を覆すに足りる事情はない。

イ そこで，刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると，標記の不開示維持部分を公にすると，部外者から職員に対する業務妨害又は抗議等の発信が行われ，その結果，緊急時に必要な連絡や対応等に著しく支障を来し，被収容者の円滑・適切な収容事務の実施が困難となるなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある旨の諮問庁の説明は，首肯できるから，当該情報は，法5条6号柱書きの不開示情報に該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

### (2) 刑事施設に勤務する職員の名字について

ア 標記の不開示維持部分には，特定刑事施設の課長相当職以下の職員

の名字が記載されていると認められる。

イ そこで、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に照らして検討すると、標記の不開示維持部分を公にすると、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ 以上によれば、標記の不開示維持部分を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、当該情報は、法5条4号の不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項の行政文書に該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書は同項の行政文書に該当し、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書は行政文書に該当すると認められるので、その旨の判断は妥当であり、諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、同条4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史